

介護・障害福祉サービス等事業所における育業・介護休業等両立支援
事業実施要綱

8 福祉企企第 2 8 2 号

令和 8 年 8 月 2 7 日

(目的)

第 1 条 この事業は、介護・障害福祉サービス等事業所に勤務する職員が、介護休業、育児休業、介護短時間勤務及び育児等短時間勤務を取得する場合に、当該職員の業務を代替する体制の整備を行った事業者に対し、国の両立支援等助成金に上乗せして補助を行うことで、介護・障害福祉サービス等事業所で働く職員の勤務環境の向上及び定着の推進を図り、もって介護サービス等の安定的な提供に資することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(用語の定義)

第 3 条 「介護・障害福祉サービス等事業所」（以下「事業所」という。）とは、別表に定める介護保険サービス事業者等が運営する都内の介護事業所、障害福祉サービスを提供する事業者が運営する都内の障害福祉サービス等事業所及び都外施設（「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成 2 3 年 3 月 3 0 日付 2 2 福保障居第 2 6 6 3 号）の別表 1 に規定する都外独占施設及び都外協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（障害児施設）」（平成 1 6 年 3 月 3 0 日付 1 5 福障施第 1 7 4 4 号）第 2 に規定する都外都民施設及び協定施設並びに「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（医療型障害児施設）」（平成 1 1 年 1 2 月 1 日付 1 1 衛健母第 9 8 6 号）第 3 に規定する交付対象施設をいう。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものは除く。）は原則として除くものとする。

(事業内容)

第 4 条 都は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる内容の事業を実施する。

(1) 事業所に勤務する職員（利用者への支援に直接従事する職員等に限る。）が介護休

業、育児休業、介護短時間勤務又は育児等短時間勤務を取得する場合に、事業所に対し、代替職員の雇用及び業務を代替する労働者への手当支給等に要する経費について、国の両立支援事業等助成金（「介護離職防止支援コース」における「業務代替支援」及び「育休中等業務代替支援コース」に限る。）に上乗せして予算の範囲内で補助を行うこと。

（２）（１）に加算して、事業者に対し、代替職員の採用活動に要する経費及び働きやすい職場環境づくりに要する経費について予算の範囲内で補助を行うこと。

（その他）

第５条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表 本事業の対象となる事業種別（第3条関係）

介護サービス	1 介護老人福祉施設 2 介護老人保健施設 3 介護医療院 4 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 5 （介護予防）特定施設入居者生活介護 6 養護老人ホーム 7 （介護予防）短期入所生活介護 8 （介護予防）短期入所療養介護 9 訪問介護 10 （介護予防）訪問入浴介護 11 （介護予防）訪問看護 12 （介護予防）訪問リハビリテーション 13 夜間対応型訪問介護 14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 15 通所介護 16 療養通所介護 17 （介護予防）通所リハビリテーション 18 （介護予防）認知症対応型通所介護 19 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 20 看護小規模多機能型居宅介護 21 地域密着型特定施設入居者生活介護 22 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 23 地域密着型通所介護 24 居宅介護支援 25 介護予防支援 26 （介護予防）居宅療養管理指導 27 （介護予防）福祉用具貸与 28 特定（介護予防）福祉用具販売
障害福祉サービス等	1 居宅介護 2 重度訪問介護 3 同行援護 4 行動援護 5 重度障害者等包括支援 6 短期入所

	7	療養介護
	8	生活介護
	9	施設入所支援
	1 0	自立生活援助
	1 1	共同生活援助
	1 2	自立訓練
	1 3	就労選択支援
	1 4	就労移行支援
	1 5	就労継続支援A型
	1 6	就労継続支援B型
	1 7	就労定着支援
	1 8	児童発達支援
	1 9	医療型児童発達支援
	2 0	放課後等デイサービス
	2 1	居宅訪問型児童発達支援
	2 2	保育所等訪問支援
	2 3	福祉型障害児入所施設
	2 4	医療型障害児入所施設
	2 5	計画相談支援
	2 6	障害児相談支援
	2 7	地域移行支援
	2 8	地域定着支援
	2 9	児童発達支援センター